

議員提出議案第3号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年12月22日提出

尼崎市議会議員	安	浪	順	一
同	光	本	圭	佑
同	別	府	建	一
同	辻		信	行
同	西	藤	彰	子
同	長	崎	く	み
同	松	岡	洋	司
同	西	田	兼	治
同	池	田	り	な
同	寺	井	大	地
同	田	中	淳	司
同	迫	田	敬	一

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
(昭和31年尼崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

付則第9項を付則第10項とし、付則第6項から第8項までを1項
ずつ繰り下げ、付則第5項の前の見出しを削り、同項を付則第6項と
し、同項の前の見出しとして「(期末手当の額の特例)」を付し、付
則第4項の見出しを削り、同項の前の見出しとして「(議員報酬の額
の特例)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

5 令和4年1月1日から同年3月31日までの間に限り、第2条第
1項の規定の適用については、同項中「797,000円」とある
のは「797,000円に100分の80を乗じて得た金額」と、

「717,000円」とあるのは「717,000円に100分の80を乗じて得た金額」と、「640,000円」とあるのは「640,000円に100分の80を乗じて得た金額」とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。

付則に次の1項を加える。

- 1 1 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和3年尼崎市条例第 号）の施行の日から令和7年6月26日までの間に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の167.5を乗じて得た額に100分の95」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。